建設情報

新9号
平成22／7／30
金曜日

発行所
沖縄県うるま市石川二丁目10番21号
沖縄行政書士法人 なかま事務所
電話098－965－4045

中央建設業審議会　経審の審査基準の改正について審議

〇評価対象とする技術者に必要な雇用期間を6ヶ月以上とする。
〇完工高（X1）及び元請完工高（Z2）平均点の評点テーブルを上方修正
〇建設機械について、保有台数に応じた加点を行うこととする。
〇ISOを取得している建設業者に社会性等（W）で加点評価を行う。

※経審改正の実施時期は未定です。

〇評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化

現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としているため、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象の技術者として認定している。
この取扱いについては、評点を上げるためだけの技術者の名義借り等が行われやすくなっている可能性があるため、評価対象とする技術者は、審査基準日前に6ヶ月以上の恒常的雇用関係がある者に限定することとする。
また、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者（毎年契約を更新するのが一般的）については、高年齢者雇用の促進という同法の趣旨も踏まえ、雇用期間が限定されていても評価対象に含めることとする。　※直前の案では雇用期間は3カ月以上でした。

〇完成工事高（X1)と元請工事高（Z2)の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により、Ｘ１ 点とＺ２ 点の平均点は減少しており、例えば土木工事業のＸ１平均点は、平成20 年改正時の制度設計値の約700 点から平成21 年度実績値は約692 点に下落している全業種平均約686 点）。また、国土交通省の「平成22 年度建設投資見通し」によれば、平成22 年度の建設投資額は平成21 年度比で約3.5%の減少を見込んでおり、Ｘ１ 平均点とＺ２平均点は平成22 年度にはさらに減少すると予想されている。
全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、ランクの低下を防ぐための無理な受注等を防止し、適切な競争参加機会・競争環境を確保する観点から、以下の修正手法により、X1平均点及びZ2平均点を制度設計値の約700 点に近似させるように修正する。

〇社会性等（W)評価項目の追加　（建設機械の保有状況）

建設投資の減少等により厳しい経営環境が続く中で、建設機械の保有に伴う負担は無視できないものとなっている。
建設機械は災害時には地域の復旧に不可欠な機材となることから、地域防災への備えの観点からも、建設機械の保有状況を積極的に評価していくことが適当である。
このため、建設業者の建設機械の保有状況を社会性等（ Ｗ 点）で加点評価することとし、具体的には建設機械抵当法第二条に規定する「建設機械」について、保有台数(老朽化により使用困難と考えられるもの等を除く。)に応じた加点を行うこととする。
なお、リースが増えてきている現状を踏まえ、実質的に保有と同視しうる一定のリースについても加点評価を行うこととする。

〇ISO取得状況

ISO9000 シリーズ（品質管理）、ISO14000 シリーズ（環境管理）の取得は、多くの都道府県等において発注者別評価点で評価されており、経営事項審査の評価対象に追加することにより、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図ることが可能となる。
このため、IS O9000 シリーズ、I SO14000 シリーズを取得している建設業者(会社単位で取得している建設業者に限る。)に対し、社会性等（ Ｗ点）で加点評価を行うこととする。

※ISOは発注者の主観点で加点されていましたが、経審で加点される事により、主観点の加点はなくなるか、減点されて加算されるものと思われます。

〇審査基準の改正の背景

経営事項審査の項目及び基準については、従来より社会経済情勢等の変化に対応して適宜改正を行ってきたところであるが、昨今、建設投資の減少が続く中で建設業者の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、入札契約制度の重要な一部分を構成する経営事項審査についても、適正な市場環境を整備する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが喫緊の課題となっている。
このため、虚偽申請防止対策の強化等の運用面の改善を図るとともに、経営事項審査の項目及び基準についても、ペーパーカンパニー対策の強化など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から、所要の改正を行うこととする。

〇社会性等（W)での再生企業の評価見直し

再生企業は、債権カット等により地域の下請企業等の経営に大きな影響を与えており、経営事項審査の評価上も、地域貢献等を評価する社会性等（ Ｗ点）において一定の減点措置を講じることが適当と考えられる。
このため、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行いうる法的整理を行った企業を対象に、以下の手法により減点評価を行うこととする。
なお、この取扱いについては、改正基準の施行後に再生手続を開始した建設業者から適用することとする。
［減点手法］
① 再生期間中、経審上の建設業者の信頼性等に対する評価の最大値である60 点(Ｗ点の「営業年数」で評価)をＷ点から一律に減じて評価
② 再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

3. 今後の検討課題
以下の事項については、課題等の整理を行った上で、取扱いについて検討することとする。
① 海外実績の評価対象への追加
国内の親子会社間の取扱いを含めて、海外子会社による受注実績の評価のあり方について課題等を整理する。
② 元請が下請を選定する場合の評価に用いる下請経審(仮称)の創設
現行の経審とは目的や役割が全く異なる制度であり、基本的な制度設計等を含めて課題等を整理する。
③ Ｗ点の審査項目の各発注者ごとの弾力的な利用
経営事項審査と発注者別評価点の役割分担を含めて、Ｗ点の評価のあり方について課題等を整理する。

〇年度報告および経審についてのお願い　　なかま事務所より
入札参加期間は12月の予定ですが、その前に、年度報告、経営分析、経審を終えていなければなりません。本年度は経審を提出してから経審結果通知が送られてくるのが遅くなりそうです。以前は経審の審査申請書でも入札参加申請ができることもありましたが、現在は、経審結果通知書がなければ入札参加申請ができません。ご多忙とは思いますが、入札参加申請の大事な年ですので貴社のご協力をよろしくお願い申し上げます。